

令和2年度 障がい者支援センターまるべり一事業計画

I 基本方針

利用者一人ひとりの意思を尊重しながら自己実現のプロセスの支援を行います。

(しごと) ディーセントワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を継続的に提供できる就労環境の整備を目指します。

(すまい) 利用者が有する能力に応じ、利用者本位の自立した地域生活が営めるよう支援します。

(そうだん) 障害の有無に関わらず住み慣れた地域で安心・安全に過ごすために、困り事や悩み事を気軽に話せる相談所を目指します。

II 実施内容

1 就労移行支援事業 利用定員6名

就労訓練の場を提供し、有期2年の中で事業所内の作業を通じ、能力・適性を勘案の上、就労に必要な知識及び能力向上のための支援を実施する。

また、関係機関との連携を図り、職場実習から一般就労へと繋がる支援と、就職後の定着支援として職場訪問や相談支援等に努め、就労が継続できるよう支援する。

- (1) 作業訓練 : 就労継続支援B型の各種作業訓練を通して、就労に適した能力を引き出し、企業に求められる技術を取得できるよう個別に支援する。
- (2) 社会適応訓練 : 就職に向けての模擬面接や、社会性向上のための職場マナー、言葉遣い、身だしなみ等の指導及び訓練を必要に応じて個別または集団で行うことにより、就職した際の職場適応力を高める。
- (3) 施設外支援（職場見学・実習）
: 実際に企業内で作業を行うことで、利用者の職場環境への適応状況の把握と
そのための訓練を実施する。
- (4) 就職支援 : ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等と連携し、就職情報の提供、
マッチングのチェック、就職面接会への参加など、積極的な支援を行う。
また、履歴書、職務経歴書の作成支援も併せて行う。
- (5) 定着支援 : 職場訪問、定期連絡、相談支援等、常に寄り添う姿勢での支援を継続する。

2 就労継続支援B型事業 利用者定員34名

生産活動の場を提供し、作業を通じ安定した生活や社会との繋がりを作り、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練を実施する。また、利用者の適性や障害特性に配慮した作業を通して、働くことへの「やり甲斐」を醸成し、併せて、生産性を高め、工賃の向上を目指す。

- (1) 作業訓練
 - ① 清掃・介護補助作業 : 施設外就労としての日常清掃作業及び介護補助作業。
 - ② 情報印刷作業 : 封筒、名刺、会議資料等の印刷及び設計図等のCD化作業。
 - ③ 組立作業 : 自動車製造補助部品の段ボール組立作業他の軽作業。
 - ④ 販売（売店）作業 : 切手、はがき類、日用品の販売及び商品管理作業。

3 就労定着支援事業

一般就労へ移行した障害者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障害者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行う。

4 共同生活援助（グループホーム）事業 利用者定員20名

利用者が自分の人生を主体的に考えて、日々の生活に生きがいや潤いを感じて過ごすうえで日中の活動が充実すること、一日の生活リズムが安定していることが重要である。グループホームにおいては、食事や入浴等の身体介助の他、金銭管理や社会参加活動等の相談援助を行う。利用者自らができることを増やしていけるよう、一人ひとりの状態に合わせて支援を行う。また、利用者が「地域住民の一人」としての認識を持つことができるよう、各種行事を通して地域の方々との交流を図る。

5 相談支援事業

障害福祉サービスや成年後見制度等の各種利用相談や情報提供を行い、障害者（児）が自分の人生を主体的に考え、それを実現する、また、近づけるための取り組みを支援する。各関係機関と連携し情報共有を行うなどの橋渡しを行う。

(1) 指定一般相談支援事業

- ① 地域移行支援：障害者支援施設または障害児入所施設に入所している障害者及び精神科病院に入院している精神障害者に対し、住居の確保やその他地域における生活に移行するための活動に関する相談や同行支援等を行う。
- ② 地域定着支援：居宅において主に単身で生活する障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問、緊急対応等を行う。

(2) 指定特定相談支援事業

障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用する全ての障害者、障害福祉サービス（居宅）を利用する全ての障害児に対し、支給決定時のサービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成（サービス利用支援）及び支給決定後の見直し（継続サービス利用支援）を行う。

(3) 指定障害児相談支援事業

障害児通所支援を利用する全ての障害児に対し、支給決定時の障害児支援利用計画の作成（障害児支援利用援助）及び支給決定後の見直し（継続障害児支援利用援助）を行う。

III 課題及び取組方針

1 就労移行支援事業

(1) 課題

- ① 新規利用者の獲得
- ② ハローワーク及び障害者就業・生活支援センターとの積極的連携
- ③ 一般就労後の職場定着支援の継続強化

(2) 取組方針

① 新規利用者の獲得

就労定着支援事業とトータルサポートの仕組みを構築し、特別支援学校をはじめとした関係機関（相談支援事業所、障害者就業・生活支援センター、基幹等）へ周知を行う。また、就労アセスメントの受け入れを積極的に行い、新規利用者獲得につなげる取り組みを行う。

② ハローワーク及び障害者就業・生活支援センターとの積極的連携

日頃から情報共有と連携を強化することで、利用者と企業とのマッチングの機会を増やす。企業見学または、座学勉強会を実施（月1回以上）

③ 一般就労後の職場定着支援の継続強化

不安の種を早期に発見し、解決に導くことで、継続的な就労が可能になるため、こまめに定期訪問等を実施し、職場環境や生活面の相談支援に取り組む。

また、一般就労6ヶ月経過後は、就労定着支援事業での支援へ繋げ、定着支援とトータルサポートを行う。

2 就労継続支援B型事業

(1) 課題

- ① 作業環境を整える。
- ② 作業訓練毎に利用者個々人の作業の質及び能力向上を図る。
- ③ 「やり甲斐」の醸成を図る。
- ④ 工賃向上計画に基づいて支給工賃の向上を目指す。

(2) 取組方針

- ① 作業環境を整える。

作業所及び施設外就労先2か所の計3か所で事業を実施するため、常に職員同士の情報共有に努める。また、利用者の障害に応じた作業台や備品の配置を工夫し、動線を確保することで、安全に作業が実施できるよう努める。

- ② 作業訓練毎に利用者個々人の作業の質及び能力向上を図る。

請負作業を継続して行うためには、常に品質の向上に努め、各作業に携わる作業員の育成が必要である。このため、利用者を交えた作業手順の研修を開催し、業務の標準化を図る。特に清掃作業では、作業未経験者に体験する機会を設け、自身の可能性を再発見してもらうきっかけづくりを行う。また、組立作業では、自助具を工夫し高度作業を行えるよう利用者の能力開発に取り組む。

- ③ 「やり甲斐」の醸成を図る。

利用者が「やり甲斐」をもって働くことが出来るよう支援するため、カンファレンスを実施し、支援の標準化を目指す。また、利用者の能力に応じた作業を提供し、達成感を味わうことで更なる作業意欲の向上に繋げる。

- ④ 工賃向上計画に基づいて支給工賃の向上を目指す。

製造原価及び販売管理経費の正確な把握と原価計算を実施し、適正な販売価格を設定し、利用者工賃の向上を目指す。(令和2年度利用者一人あたりの目標工賃 27,000円/月以上)

3 就労定着支援事業

(1) 課題

- ① 就労定着支援事業の周知を図る。
- ② 日常生活及び社会生活上の諸課題について相談援助を行う。
- ③ 企業（事業主）、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連携

(2) 取組方針

- ① 就労定着支援事業の周知を図る。

就労移行支援から就労定着支援までのサポート体制を見える化し、関係機関へ周知する。

- ② 日常生活及び社会生活上の諸課題について相談援助を行う。

利用者の様々な生活課題をいち早く察知し、解決に向けて支援を行うためには、企業担当者や家族との情報共有が重要となる。利用者及び企業（事業主）への定期訪問のみならず、利用者を取り巻くその他の関係機関へもこまめに連絡を取りながら就労が継続できるよう支援する。

- ③ 企業（事業主）、障害福祉サービス事業者、医療機関など利用者を取り巻く各関係機関をつなぐ連絡調整の役割りを担うとともに情報共有に努める。

4 共同生活援助（グループホーム）事業

(1) 課題

- ① 利用者の生活力の向上
- ② 利用者の重度化及び高齢化への対応
- ③ 地域住民や防災組織等との連携強化
- ④ 伊勢崎市地域生活支援拠点等整備への協力

(2) 取組方針

① 利用者の生活力の向上

グループホームで長く自立した生活がおくれるよう、食事、洗濯、掃除、健康管理等の日常生活の助言や支援を行い、利用者自らの生活力向上を目指す。特に、多くの利用者が食生活に無関心なことから、身体を動かす機会をつくり、健康セミナーを開催し、自ら健康意識を高めることが出来るよう支援する。

② 利用者の重度化及び高齢化への対応

障害の重度化及び高齢化により、移乗や移動、入浴の場面において、転倒や転落、つまづき等で怪我や事故が増えている。日常生活上の事故を未然に防ぐためには、全職員が情報共有し、小さな異変に気付くことが重要となる。このため継続して個々の障害に応じた支援方法の共有や介護技術の向上、各種研修や職場内勉強会等を通じてスキルアップに努める。

③ 地域住民や防災組織等との連携強化

火災や地震の他、近年の異常気象により台風や洪水等による被害が想定される。地域防災は、「自助」、「共助」、「協働」が原則であり、利用者及び職員が自分の身は自分で守るという意識を持つことも必要。定期的な避難訓練や研修を通して知識や技術を身に付ける。併せて地域住民や消防、警察等との連携が重要であるため、定期的で開催される地域総合訓練等に積極的に参加し、日頃から地域及び各機関と協働できる体制を構築する。

④ 伊勢崎市地域生活支援拠点等整備への協力

平成32年度までに整備予定の地域生活支援拠点等整備に関する部会へ参画し、地域で生活する障害者へ障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供できるよう施設機能の再点検を行う。また、基幹相談支援センター、地域の相談支援事業所、他法人のグループホーム等と連携し、情報共有に努め、潜在的利用者の掘り起こしを行う。

5 相談支援事業

(1) 課題

- ① 在宅障害者に対する相談支援の拡充
- ② 「親なきあと相談室（仮称）」（令和3年4月）の開設に向けた準備を行う。
- ③ 相談支援の専門性向上と基幹相談支援センター等との連携の強化
- ④ 利用者一人ひとりのサービス等利用計画の質の向上

(2) 取組方針

① 在宅障害者に対する相談支援の拡充

在宅で暮らす障害者に対して、地域定着支援サービスを活用し、電話連絡や自宅訪問等を行い、安否・困り事の確認を行う。また、利用者や家族がいつでも電話やメール等で連絡を取ることが出来る体制を維持し、迅速な対応を図る。

② 「親なきあと相談室（仮称）」（令和3年4月）の開設に向けた準備を行う。

令和3年4月の「親なきあと相談室」開設に向け、開設準備委員会における検討を踏まえ、行政や各専門職と連携を図り、準備を進める。併せて適切な相談を受けられる職員体制を構築する。

③ 相談支援の専門性向上と基幹相談支援センター等との連携の強化

平成32年度までに整備予定の地域生活支援拠点等整備に関する部会へ参画し、地域の相談支援事業所として相談支援のワンストップサービスが提供できる体制を整える。また、伊勢崎市や基幹相談支援センターが主催する相談支援連絡会や各種研修会に積極的に参加し、相談支援専門員の専門性の向上を図り、併せて関係機関との連携を強化する。

④ 利用者一人ひとりのサービス等利用計画の質の向上

利用者及び家族に対して、きめ細やかなアセスメントを行い、プラン作成に反映させる。

6 中長期的運営

法人中長期計画をひとりひとりの職員に理解・浸透させるため、周知を徹底するとともに、中長期計画の各取組について積極的に推進する。

IV 地域における公益的取組

1 地域関係者とのネットワークづくり

(1) 災害対策

稲荷町区自主防災組織の災害一時集合場所として、備蓄非常食・毛布・車椅子等の提供体制を整える。

(2) 地域との連携

行政（市）、区長、民生委員、利用者代表及びその家族が一堂に会し、GHの運営課題や地域課題の意見交換を行う運営推進協議会の開催をはじめ、納涼会の開催、地域住民による協働活動への参加等を通して、施設を知ってもらい取り組みや地域住民との意見交換の場づくりを行い地域との連携を図る。

2 インフォーマルサービス

(1) 一般就労者へのフォローアップ

就労定着支援対象外（就労後3年を経過した者）利用者へのフォローアップを電話等を通して継続的に実施し、就労継続できるよう相談援助を行う。

V 数値目標

実施事業	定員/件数	目標値	備考
就労移行支援事業	6名	30%	
就労継続支援B型事業	34名	75%	
就労定着支援事業	—	6件	月平均
共同生活援助事業	20名	93%	

実施事業	契約者数	目標値	備考
相談支援事業			
一般相談	2名	一件	
計画相談支援	175名	22件	月平均
障害児相談支援	1名	一件	